

診療所（外来対応医療機関）の長 様

新潟県感染症対策・薬務課長

医療措置協定の締結について（再依頼）

本県の感染症対策行政の推進に、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 12 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律等の一部を改正する法律」が公布され、新型コロナウイルス感染症に対応した経験等を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関等との間で協定を締結する仕組みが法定化されました。

本県では、新潟県感染症対策連携協議会において、上記について議論を重ねた結果、県と医療機関等との協定締結が非常に重要であるとの結論に至りました。

このことについて、医療措置協定の締結について（依頼）（令和 5 年 12 月 26 日感薬第 1026 号）にてお願いしたところですが、協定締結が未了の診療所（外来対応医療機関）におかれましては、次の感染症危機において、感染症発生の初期段階から、より迅速に、より効果的に「オール新潟」による対応を行えるよう、下記により県と協定を締結くださるよう改めてお願いいたします。

記

1 協定の対象

現在の「外来対応医療機関」及び次の新たな感染症発生時発熱外来を担当する診療所

※病床確保または後方支援を検討している「有床診療所」については、病院向けの協定を締結いただくこととなりますので、本通知による協定の対象ではありません。

その場合、別途病院向け通知をお送りしますので、お手数ですが、下記担当者宛て電子メールにより御連絡ください（その際、病院向け説明会も御案内します）。

2 協定締結方法等

別紙 1 リーフレットを一読いただいた上で、リーフレット裏面の協定締結の手順に沿って、作業をお願いします。協定等の詳細は、別紙 5 を御覧ください。

3 その他

- ・ 特に外来対応医療機関におかれましては、「措置付き」「措置なし」いずれかの協定締結について、前向きにご検討をお願いします。
- ・ 診療所向け説明会は複数回開催予定ですので、別途通知いたします。
- ・ 質問等は別添の F A Q をご確認ください。（随時更新）

【送付資料】

別紙 1 リーフレット「医療措置協定」締結のお願い 別紙 2 協定の締結依頼について
別紙 3 協議フォーム回答作成の手引き 別添 回答入力メモ
別紙 4 協議フォームシステム操作マニュアル
別紙 5 協定についての解説（診療所） 参考：医療措置協定書（ひな型）医療措置
別紙 6 協定に係る F A Q（診療所）

【担当者】

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課 青柳、松澤、桑原
電話：025-256-8748 E-mail：honbu3@pref.niigata.lg.jp